

輸入小麦の大臣証明制度 活用マニュアル

令和 5 年 4 月

農林水産省農産局貿易業務課

輸入小麦の大臣証明制度とは

製粉企業から購入した小麦粉を原料とした小麦製品を輸出した場合に、農林水産大臣の証明書の発給を受けることにより、製粉企業が次に原料小麦を輸入する際の関税相当量が免除される制度です。

も く じ

1	大臣証明制度の概要	1
2	必要な手続一覧表（フローチャート）	2
3	必要な手続	
(1)	小麦粉の発注先の製粉企業への証明申請の委任・・・	3
(2)	輸出製品の小麦粉含有率の報告	4
(3)	輸出実績数量の報告	5
4	提出書類の様式	
(1)	輸出貨物製造概況説明書	6
	誓約書	7
	委任状	8
(2)	原材料含有率報告書	9
	輸出実績報告書（前年度）	10
	年間輸出計画表（当年度）	11
(3)	輸出実績報告書	12
	輸出許可書類総括表	13
	年間輸出実績表	14

1 大臣証明制度の概要

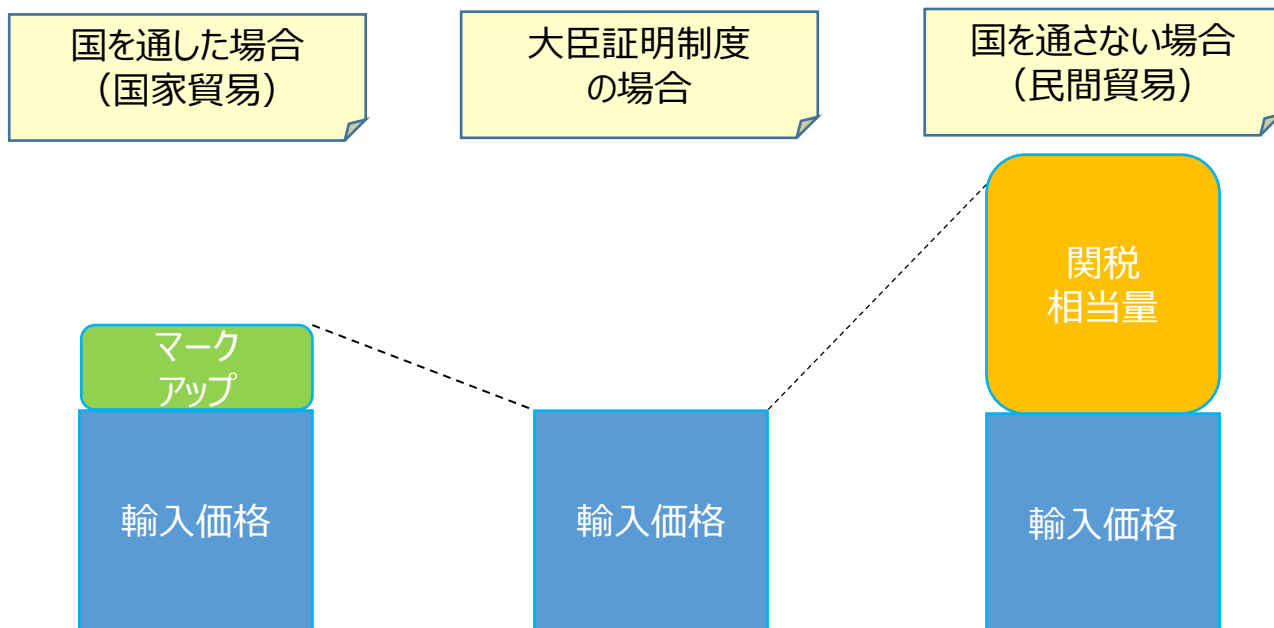
大臣証明制度とは

製粉企業から購入した小麦粉を原料とした小麦製品を輸出した場合に、農林水産大臣の証明書の発給を受けることにより、製粉企業が次に原料小麦を輸入する際の関税相当量が免除されますので、輸出のための原料小麦粉の調達が有利になります。

免除される関税相当量とは

- ・製粉企業は国を通して小麦を輸入する際、マークアップ（売買差額）を支払っており、これは小麦の国内生産の支援等に使われています。
- ・また、国を通さずに小麦を輸入する場合にはトン当たり55,000円の関税相当量を納めることになります。
- ・本制度を利用すれば、小麦粉や小麦製品を輸出した場合に、その製品に見合う数量の原料小麦の輸入に当たって関税相当量が免除されます。

○原料小麦の輸入



※ 関税相当量とは関税及び納付金

対象となる小麦製品とは

- 1 以下の小麦製品は小麦粉の含有量にかかわらず対象となります。
小麦粉、小麦粉ミックス、小麦粉菓子種、小麦粉あられ、パスタ類、めん類、ビスケット類、パン類、パン粉、しょうゆ
- 2 上記以外で小麦粉含有量が全重量の40%以上の小麦製品も対象となります。

2 必要な手続一覧表（フローチャート）

小麦製品メーカーの3つの手続き

ステップ1

小麦粉の発注先の製粉企業への証明申請の委任
（小麦を輸入している製粉企業が農林水産省へ証明書
発給を申請する必要）

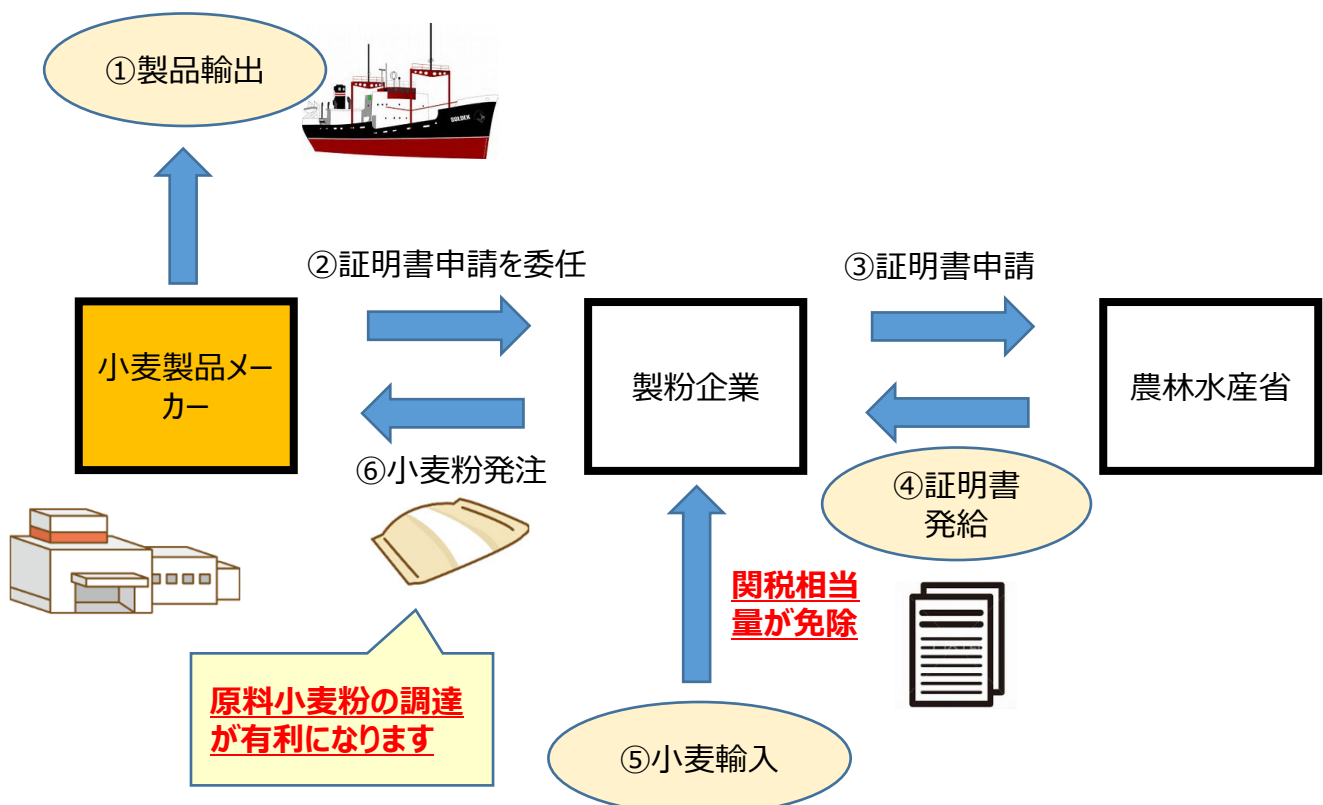
ステップ2

輸出する小麦製品に見合う数量の輸入小麦を算定する
必要があるため、小麦粉含有率を農林水産省へ報告

ステップ3

輸出実績数量（輸出許可通知書の写し等）を農林水産省
へ随時報告

フローチャート



3（１）小麦粉の発注先の製粉企業への証明申請の委任

ステップ 1

小麦製品メーカーが大臣証明制度を利用するには、まず、小麦粉の発注先の製粉企業に対し、本制度を利用したい旨をお伝えいただき、「年間証明予定数量通知書」の交付申請を委任する必要があります。

○作成いただく書類

- ・輸出貨物製造概況説明書
（企業の概要や輸出の概況を記載いただきます。）
- ・誓約書
- ・委任状

○添付書類

- ①営業経歴書、②履歴事項全部証明書又は登記簿謄本、
③財務諸表、④輸出実績を証する書類（直近３か年）

年間証明予定数量とは

- 1 本制度を利用している製粉企業は、毎年２月～３月に、次年度において証明書の発給を希望する数量（原料小麦の輸入予定数量）を国に申請し、年間証明予定数量通知書の交付を受けています。
- 2 証明書は、１の年間証明予定数量の範囲内で、輸出実績に応じて発給されます。
- 3 年間証明予定数量については、数量の変更申請や新規の申請を随時受け付けています。

3（2）輸出製品の小麦粉含有率の報告

ステップ2

大臣証明制度は、例えば小麦製品を1トン輸出した場合に、次に小麦製品を1トン製造するために必要な数量の原料小麦を輸入する際の関税相当量を免除する仕組みです。

このため、制度の利用開始時に、輸出する小麦製品の小麦粉含有率を報告いただき、原単位（小麦製品を製造するのに必要な原料小麦の数量を算出するための換算値）の決定を受ける必要があります。

○作成いただく書類

- ・原材料含有率報告書
（原材料含有率の算出方法等を記載いただきます。）
- ・輸出実績報告書（前年度）
- ・年間輸出計画表（当年度）

小麦粉含有率の報告の具体例

ー ○○株式会社がビスケット3商品を輸出する場合 ー

・原単位は、3商品の加重平均の小麦粉含有率で決定します。

ビスケットA（小麦粉含有率50%）	前年度輸出量1トン（使用小麦粉500kg）
ビスケットB（小麦粉含有率40%）	前年度輸出量2トン（使用小麦粉800kg）
ビスケットC（小麦粉含有率45%）	前年度輸出量1トン（使用小麦粉450kg）

- ・3商品の前年度合計輸出量 4.00トン
- ・原料小麦粉の合計数量 1.75トン
- ・3商品の平均小麦粉含有率 43.75%

3（3）輸出実績数量の随時報告

ステップ3

証明書は輸出実績に応じて発給されますので、委任先の製粉企業が国に証明書の交付申請を行う前までに、輸出実績数量を随時報告いただきます。

○作成いただく書類

- ・輸出実績報告書
- ・輸出許可書類総括表

○添付書類

- ・輸出許可書類（小麦製品の輸出に係る税関長の許可を証する書類）
- ・船積確認通知書
- ・制度の対象となる小麦製品の品名及び数量が記載されているインボイス等
- ・小麦粉の発注書の写し

このほか、毎年4月末日までに、年間輸出実績表を提出いただきます。

報告の際に留意いただきたいこと

- 1 輸出許可書類やインボイスに、制度対象外の品目や数量が記載されている場合には、制度対象である品目が分かるように下線等を付すとともに、制度対象数量の記載をお願いします。
- 2 輸出実績報告に誤りがあった場合、証明書の発給が遅れるなど、委任先の製粉企業にも影響が生じますので、正確な報告をお願いします。

輸出貨物製造概況説明書

農林水産省農産局長 殿

輸出貨物製造業者 年 月 日
住 所
氏名又は名称及び代表者名

1 概要

- (1) 資本金
- (2) 従業員数
- (3) 主要生産品目
- (4) 加工工場名、工場所在地及び施設の概要（工場パンフレットでも可）
- (5) 加工能力（日産）

2 輸出及び輸入の概況

- (1) 輸出業者名
- (2) 輸入業者名
- (3) 輸出貨物船積港
- (4) 輸出貨物の製造によって生産される副産物の処理の説明
- (5) 輸出入計画（ 年度）

①輸出

品目	数量	平均価格	輸出総額	仕向国

②輸入

品目	数量	平均価格	輸入総額	仕入国

（注）輸出業者名、輸入業者名が複数となる場合は、別記一覧表を添付すること。

- (6) その他の説明を要する事項

誓 約 書

農林水産省農産局長 殿

年 月 日

小麦製品製造業者

住 所

氏名又は名称及び代表者名

私は、下記の者に対し「関税暫定措置法施行令第 2 条第 1 項又は第 2 項の証明書の発給手続細則」第 4 の 1 の年間証明予定数量通知書の交付申請、第 5 の輸出実績報告書等の提出、第 6 の 2 の証明書の交付申請、第 7 の 2 の原単位算出のための原材料含有率の報告書及び第 9 の 1 の定期報告書の提出に関する一切の権限を委任しましたので報告します。

なお、関税暫定措置法施行令第 2 条第 1 項の証明書（以下「証明書」という。）の交付申請に関し、不正の行為を行わないことを誓約します。

万一、この誓約書に違反する事実を発生させ、証明書の交付停止等の措置を受けたときには、その事実を公表されても異存はありません。

記

住 所

製 粉 会 社 名

代 表 者 氏 名

(参考様式)

委 任 状

(製粉会社名)殿

	年 月 日
小麦製品製造業者	所在地
	氏名又は名称及び代表者氏名

私は、令和○年4月1日から令和○年3月31日までの間、貴殿に下記の事項を委任します。

記

「輸出貨物製造用等米麦の関税相当量を減免するための証明書の発給手続〔関税暫定措置法施行令第2条第1項又は第2項の証明書の発給手続細則〕」第4の1の年間証明予定数量通知書の交付申請、第5の輸出実績数量の報告、第6の証明書の交付申請、第7の2の原単位算出のための原材料含有率の報告、及び第9の1の定期報告に関する一切の権限。

原材料含有率報告書

農林水産省農産局長 殿

輸出貨物製造業者 年 月 日
住 所
氏名又は名称及び代表者名

関税暫定措置法施行令第 2 条第 1 項又は第 2 項の証明書の発給手続細則第 7 の 2 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 輸出貨物製品名
- 2 原材料含有率
(小麦粉製品の場合は、小麦粉含有率を記載)
- 3 原材料含有率の算出方法
- 4 適用年月日

輸出実績報告書(令和○年度)

農林水産省農産局貿易業務課長 殿

年 月 日

所在地
会社名
代表者名

このことについて、令和○年度の当社(製品の種類を記入。)の原単位を設定する資料として、令和○年度の輸出実績等を次のとおり報告します。

製 品 名	小麦粉含有率(%)	製品輸出量(kg)	使用した小麦粉量(kg)
合計		0	0

加重平均した小麦粉含有率 #DIV/0!
(計算式 使用した小麦粉の総量÷製品の総輸出量)

※上記製品の全てについて、原材料含有率報告書を作成・提出。

年間輸出計画表(令和○年度)

農林水産省農産局貿易業務課長 殿

年 月 日

所在地
会社名
代表者名

このことについて、令和○年度の当社(製品の種類を記入。)の原単位を設定する資料として、令和○年度の年間輸出計画を次のとおり報告します。

製 品 名	小麦粉含有率(%)	製品輸出量(kg)
合計		0

※別紙1と同じ順に記入願います。

輸 出 実 績 報 告 書

農林水産省農産局長 殿

年 月 日
小麦製品製造業者 住 所
氏名又は名称及び代表者名

関税暫定措置法施行令第 2 条第 1 項又は第 2 項の証明書の発給手続細則（以下「細則」という。）第 5 の規定に基づき、輸出貨物の輸出に係る税関長の許可を証する書類について、下記のとおり輸出実績を報告します。

記

- 1 輸出許可書類の文書番号及び輸出許可年月日
- 2 輸出貨物の品名、輸出数量及び小麦換算数量
- 3 細則第 6 の 2 の証明書の交付申請に関し委任をしている製粉業者名

輸 出 許 可 書 類 総 括 表

農林水産省農産局長 殿

申請者 年 月 日
住 所
氏名又は名称及び代表者名

文書番号	輸出許可年月日	輸出品目	輸出数量	原単位	小麦換算数量	備 考
合計						

年 間 輸 出 実 績 表 (年 度)

農林水産省農産局長 殿

申請者 年 月 日
住 所
氏名又は名称及び代表者名

輸出品目

月 仕向国	4～6月計			7～9月計			10～12月計			1～3月計			年度計		
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
計															

注 1：年間輸出実績表は、輸出貨物製造業者ごとに品目別に作成する。

注 2：小麦粉以外の輸出品目については、単価及び金額を省略できる。

手続き方法等の詳細はこちらまで
農林水産省農産局
貿易業務課麦類業務班
Tel:03-6744-1257

まずはご相談ください

